

# 道路管理における 民間活用分科会の報告概要

## ～新道路利活用研究会～

財団法人 道路新産業開発機構 調査部

### 1 はじめに

今回の道路行政セミナーでは、新道路利活用研究会の研究成果のうち、「情報化社会における道路の有効活用部会」（平成 22 年 9 月号報告）「道路空間の有効活用分科会」（平成 22 年 10 月号報告）に引き続き、「道路管理における民間活用分科会」について、ご紹介させていただきます。

### 2 研究成果報告の概要

国土交通省においては、21 世紀にふさわしい「人と道路とのつきあい方」や「地域と道路の新しい関係」の構築を目的とした新しい道路・沿道空間の形成に関する柔軟な制度について検討を行うなど、地域ニーズに対応した施策の検討が進められています。一方で、都市のあり方についても、民間開発への規制を中心としたまちづくりから、民間企業等による開発後の地域管理を中心とした新たな仕組みの必要性が高まってきたことから、「エリアマネジメント」と呼ばれるまちづくり活動として各地で先導的な取組みが展開されています。

そこで、本研究会では、道路管理において民間組織を活用することも含め、『エリアマネジメントを活用し、民間による道路の継続的な維持管理を行うための手法の検討』について検討し、提案を行っていくこととしました。

#### (1) 「民間による道路管理等」の状況

##### ① 「清掃・維持活動を中心とした道路愛護活動」の実施状況

###### i) 直轄国道におけるボランティア・サポート・プログラムの概要

平成 12 年（2000 年）から、直轄国道においてボランティア・サポート・プログラム（以下「VSP」といいます。）が導入されました。

道路管理者、協力者（市町村）、実施団体（住民グループ等）の 3 者が相互に役割を分担し、協定を締結した区間の道路の簡単な清掃や美化活動を行うものです。道路管理者は清掃用具等を貸与・支給し、実施団体名入りのサインボードを立てて、実施団体の活動を公表しています。実施団体は、清掃活動や植栽等の管理を行い、協力者は、実施団体が収集したゴミの回収・処理や実施団体の連絡窓口等の役割を担います。

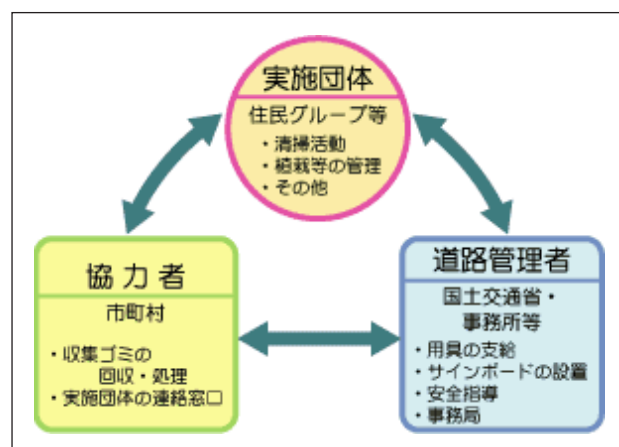


図 1 VSP の仕組み（出典：国土交通省道路局 HP）

## ii) 都道府県における取組みの概要

平成10年(1998年)に徳島県神山町において、アメリカで1980年代に導入された“アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム”を参考に「クリーンアップ神山」という活動が始まりました。これが、我が国最初の導入事例と言われています。また、神山町の活動をきっかけとして、都道府県・市町村で同様の取組みが広く行われています。

都道府県において、道路管理に係る制度の導入状況を把握したところ、47都道府県のうち45都道府県において、アメリカで1980年代に導入された“アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム”を参考にした制度(以下、「アダプト制度」といいます。)が導入されていることが確認できました。

表1 都道府県における道路管理に係る制度の導入状況(平成21年9月時点)

NO	導入主体	導入済み	制度名称	対象とする場所
1	北海道	○	アダプトプログラム	道道
2	青森県		-	
3	岩手県	○	アダプト制度	県道
4	宮城県	○	みやぎスマイルロード・プログラム	国道、県道
5	秋田県	○	秋田地域アダプト・ロード・プログラム	県道
6	山形県	○	山形県マイロードサポート事業	県道
7	福島県	○	うつくしまの道・サポート制度	国道、県道
8	茨城県	○	茨城県道路里親制度	県道
9	栃木県	○	愛ロードとちぎ	国道、県道
10	群馬県	○	群馬県アダプト・プログラムモデル事業	県道、河川敷
11	埼玉県	○	埼玉県道路里親制度(彩の国ロードサポート)	国道、県道
12	千葉県	○	千葉県道路アダプトプログラム	県が管理する道路
13	東京都	○	東京ふれあいロード・プログラム	駅前、中心部繁華街、中心部オフィス街、県道
14	神奈川県	○	かながわアダプトプログラム	県道
15	新潟県	○	うるおいの郷土(ふるさと)はぐくみ事業	県が管理する道路、河川、公園、海岸等
16	富山県	○	道路愛護ボランティア	県道
17	石川県		-	
18	福井県	○	道守活動	県道
19	山梨県	○	やまなし土木施設環境ボランティア推進事業	国道、県道、公園、河川敷
20	長野県	○	信州ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)	国道、県道
21	岐阜県	○	ぎふ・ロードプレーヤー	県道
22	静岡県	○	しずおかアダプト・ロード・プログラム	県道、市町区道
23	愛知県	○	愛・道路パートナーシップ事業	国道、県道
24	三重県	○	ふれあいの道事業など	県道
25	滋賀県	○	淡海エコフォスター制度	国道、県道、市町区道、河川敷、港湾、公共施設・文化施設
26	京都府	○	さわやかボランティア・ロード事業	府道
27	大阪府	○	アダプト・ロード・プログラム	駅前、中心部繁華街、中心部オフィス街、国道、県道
28	兵庫県	○	ひょうごアダプト	国道、県道、公園、河川敷、海浜、港湾
29	奈良県	○	みんなで守ロード事業	国道、県道
30	和歌山県	○	紀の国マイロード事業	道路
31	鳥取県	○	鳥取版河川・道路ボランティア促進事業	県道、河川
32	島根県	○	島根県道路愛護ボランティア制度(ハートフルロードしまね)	国道、県道
33	岡山県	○	「おかやまアダプト」推進事業	海岸、湖、道路、河川
34	広島県	○	広島県アダプト制度(マイロードシステム、ラブリバー制度)	国道、県道、河川敷
35	山口県	○	やまぐち道路愛護ボランティア支援制度	国道、県道
36	徳島県	○	徳島県OURロードアダプト事業	道路
37	香川県	○	香川さわやかロード	県道
38	愛媛県	○	愛媛県愛ロード制度(愛媛ふれあいのみち)	県道
39	高知県	○	ふれあいの道づくり支援事業(ロード・ボランティア)	県道
40	福岡県	○	道路(県道)のさわやか道路美化促進事業	県道
41	佐賀県	○	道路美化パートナー制度	県道
42	長崎県	○	県民参加の地域づくり事業(道路アダプト事業)	道路や河川敷
43	熊本県	○	ロード・クリーン・ボランティア事業	県道、市町区道
44	大分県	○	道路愛護ボランティアサポート事業	県道
45	宮崎県	○	「ふるさとの道」里親制度	県道
46	鹿児島県	○	ふるさとの道サポート推進事業	県道
47	沖縄県	○	道路ボランティア	県道
	導入団体数	45		

資料：(社)食品容器環境美化協会 HP の情報を踏まえて、JMAR が都道府県 HP を確認して作成した。(注)青森県、石川県については、現時点ではアダプト制度を導入していない状況とのことであり、導入に向けた具体的な検討も未定とのことである(県ヒアリングより)。

## (2) 「道路利活用を含めた民間による道路管理等」の状況

近年、道路空間等の公共空間を利活用して地域の活性化等を図るイベントを実施するなどの様々な取組みが各地で行われていますが、行政においてもこのような地域の取組みを支援するとともに、道路環境の改善にも資するために道路占用制度の弾力的な運用などが進められています。

### ① タイプ別分類

分科会において、「都市開発の有無」や「周辺地域の土地利用」等の視点から民間による道路管理事例のタイプ分けを行い、特性について分析しました。

分類したタイプの種類は、次の5タイプです。また、各タイプの特性は表2のとおりとなります。

表2 タイプ別にみた活動内容等の特性

『エリア再生型』	(開発を伴う大都市の商業・業務系地域を対象として展開されるタイプ。)
『拠点整備型』	(『エリア再生型』と同様に、開発を伴う中核的な都市の商業・業務系地域を対象として展開されるタイプだが、『エリア再生型』に比べると対象エリアの規模が小さくなるタイプ。)
『既存商業活性化型』	(開発を伴わず、主に既存商店街等を中心として展開されるタイプ)
『事業組合発展型』	(開発を伴い、対象地域の用途は住宅地であるタイプ)
『市民活動型』	(『事業組合発展型』と同様に住宅地で活動されるタイプだが、開発は伴わず、町内会等の自治会活動の一部として取組まれるタイプ)

管理エリア	周辺地区と道路を一体的に管理				道路区域のみを管理
	エリア再生型	拠点整備型	既存商業活性化型	事業組合発展型	市民活動型
分類タイプ	エリア再生型	拠点整備型	既存商業活性化型	事業組合発展型	市民活動型
(事例)	・汐留シオサイト、天王洲総合開発、六本木ヒルズなど	・秋田新都心、高松丸亀町	・まちづくり松山、早稲田大学周辺商店街など	・鎌ヶ谷KAOの会	・八幡堀を守る会など <small>(直轄国道)                      ・ボランティアサポートプロ                      ・グラム(1600件以上)                      ・(地方道等)                      ・上記に類した取組(多数)</small>
開発の有無	開発あり		開発無し	開発あり	開発無し
地区の主な用途	商業・業務系			住宅系	多様性あり (住宅系が多い)
周辺地区と関連事業の規模	大規模	中規模	中規模	中・小規模	—
道路管理の目的・視点	・道路空間を含めたエリアを高度な又は比較的高度なレベルで一体的に整備・管理・利用することにより、地区全体のグレードの向上を図り、商業地としての地区の魅力や集客力の向上を目指す ・経営的視点を重視		・道路空間を含めたエリアを通常をやや上回るレベルで一体的に管理・利用(場合により整備)することにより、地区全体のグレードの向上を図り、用途に応じた地区の魅力や集客力の向上を目指す ・経営的視点は無い、又は、重視しない		・道路を愛する視点で、ボランティア的精神を基本に置く ・経営的視点は無い
道路管理対象物の規模・グレード	大規模 高グレード	中規模 比較的高グレード	中規模 通常をやや上回るグレード	中・小規模 通常をやや上回るグレード	通常のグレード
道路管理のレベル	高レベル	比較的高レベル	通常をやや上回るレベル	通常のレベル～通常をやや上回るレベル	通常のレベル～通常をやや上回るレベル
道路空間の利活用	・利便性の向上、集客力の向上等に資する利用のほか、収益性のある活動を含めた積極的な利用		・利便性の向上、集客力の向上等に資する利用 ・収益性のある活動を含めた利用のケースもある	・主として地域環境の向上に関する利用	・地域環境の向上に関する利用(花壇の設置など)のケースもある
費用負担	・民間負担事例もあれば、公共負担事例もあり、開発地区の事情によって様ではない	—	・民間負担する事例が多い	・公共負担する事例が多い	・民間負担する事例が多い
契約状況	・大半は契約を締結	・半数程度が契約を締結	・契約締結しない事例の方が多い	・契約を締結している	・契約締結しない事例の方が多い
法人形態	・株式会社が多いが、任意団体もみられる	・株式会社、商店街振興組合となる	・商店街振興組合の形態が多く、株式会社もある	・NPO法人の形態となる	・任意団体となる

道路利活用を含めた民間による道路管理

清掃・維持活動を中心とした愛護活動



## ② 各タイプの事例

各タイプの事例をご紹介します。(事業組合発展型、市民活動型は除く。)

### <エリア再生型> (中間法人汐留シオサイト・タウンマネジメント)

【本事例のポイント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下歩行者専用道路での便利施設の運営事業や広告事業を展開して独自収入を確保</li> <li>・民間組織の財源は、①行政からの管理業務委託費、②地権者からの会費収入、③独自収入</li> <li>・組織の設立準備や供用後の維持管理費用の徴収スキームは開発段階から準備されていた</li> <li>・民間組織の法人形態は「中間法人」(東京都港区)</li> </ul>		
組織概要	団体名称	中間法人汐留シオサイト・タウンマネジメント
	所在地	東京都港区東新橋 2-6-6AZ ビル 7F
	設立年月日	2002年12月
	設立の背景	・東京都がグレードの高い公共施設の整備を行う代わりに、地元が都と役割を分担して公共施設の維持管理を行う等「地元による街の管理」を実施し、その費用も地元が負担することに両者が合意。
維持管理の概要	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃・維持活動</li> <li>・イベント実施</li> <li>・便利施設運営</li> </ul>
	主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下の歩行者道や地下車路の維持管理(警備費、光熱水費、清掃費を含む)</li> <li>・地上の歩道及び歩行者デッキの清掃及び低木植栽管理</li> <li>・地下歩道部の便利施設(店舗)の運営</li> </ul>
	活動資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり活動としてクリスマスイベント等の実施(地下歩道等を活用)</li> <li>・防犯活動、地下歩道空間を活用した広告活動</li> </ul>
	費用負担割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の設置費用は基本的に都が全額負担しますが、都のシンボルロード設置基準を超えるグレードの高い道路照明の材料費やシンボルマークの設置費は中間法人が負担。維持管理費のうち、地上部及びデッキ部については主として清掃と低木管理を法人が負担。地下歩行者道は、純粋に歩行者の通行に必要な部分と、それ以外の部分の面積割合によって負担しています。地下車路は専ら周辺街区の利便性に寄与する施設であることから、中間法人の上位団体となる協議会が負担しています。</li> </ul>

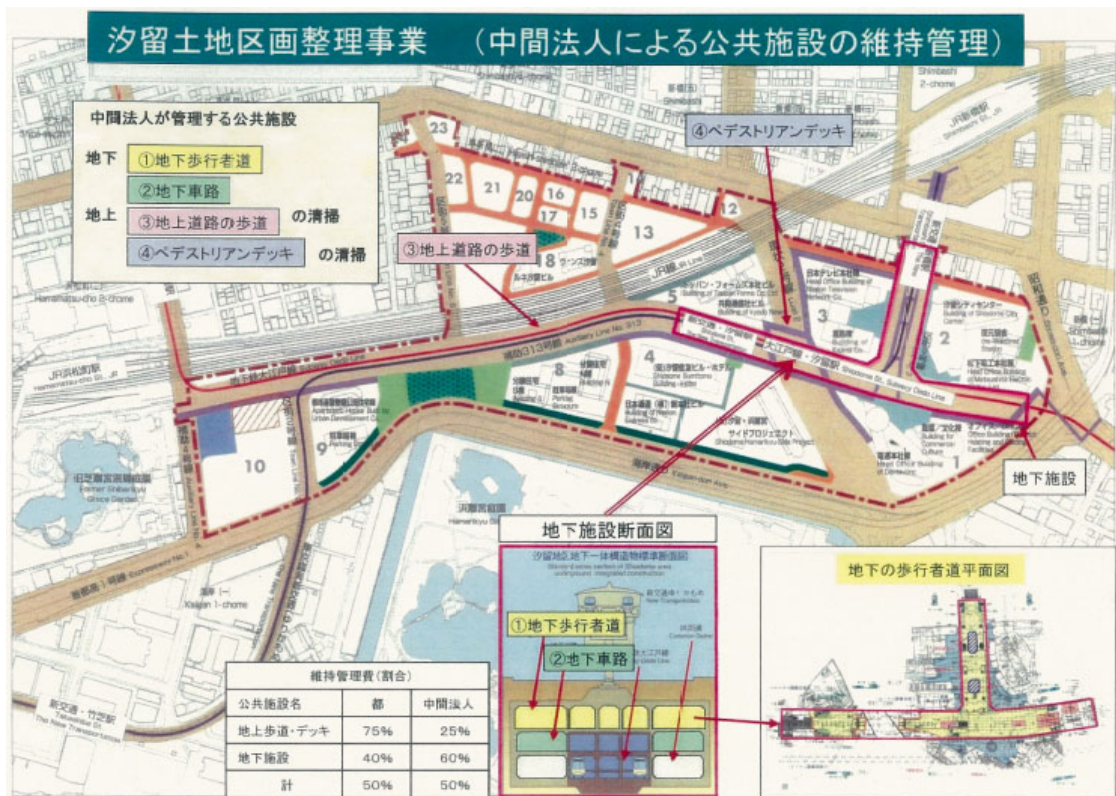


図2 汐留地区画整理事業 (中間法人による公共施設の維持管理)

出典：中間法人汐留シオサイト・タウンマネジメント資料

<拠点整備型> (高松丸亀町商店街振興組合)

【本事例のポイント】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点上空にドームを設置し、交差点をイベント広場的に活用して賑わいを創出</li> <li>・道路使用許可等は、過去の継続的な活動実績があるため協議に時間を要することは少ない</li> <li>・民間組織の財源は、直営の駐車場収入と商店街振興組合の会費収入</li> <li>・民間組織の母体は商店街振興組合</li> </ul>		
組織概要	団体名称	高松丸亀町商店街振興組合
	所在地	香川県高松市丸亀町 13 番地 2
	設立年月日	1963 年 7 月
	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壹番街を含めたエリア全体を統括する役割を担う。</li> <li>・主な共同事業として、町営駐車場、共同アーケード、等を実施。</li> <li>・アーケード、カラー舗装整備に関連して、商店街の歩行者専用道の清掃や維持管理を担っています。</li> </ul>
維持管理の概要	活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松丸亀町の商店街にある道路（市道）を管理。</li> <li>・基本的に、市道は「黒舗装」のグレードと定められていますが、商店街側の負担によってカラー舗装が実現。同様に共同アーケードも設置されています。カラー舗装整備時の振興組合と道路管理者側の協議によって、道路清掃等の維持管理を振興組合に依頼することとなりました。</li> </ul>
	費用負担	<p>500 万円 / 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※高松市道のカラー舗装、維持修繕（道路清掃、植樹管理、照明施設、ベンチ管理等）</li> <li>※振興組合の全体収入規模：年間 6,500 万円（町内会費）</li> <li>・道路の維持管理活動に係わる費用は全額振興組合が負担。</li> <li>・年間の維持管理に要する費用は振興組合の収入から賄われています。</li> </ul>



図3 高松丸亀町商店街の模型

出典：高松丸亀町商店街振興組合資料



<既存商業活性化型> (株式会社まちづくり松山)

<b>【本事例のポイント】</b>																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケード内にプラズマディスプレイ等を設置し広告事業を実施</li> <li>・広告収入を維持管理の活動費に充当して歩道の清掃を実施</li> <li>・民間組織の法人形態は第三セクターの「株式会社」</li> </ul>																	
組織概要	団体名称	株式会社まちづくり松山															
	所在地	愛媛県松山市大街道1丁目3番地1いよぎん南ビル															
	設立年月日	2005年7月1日															
	職員数	14人(社員6人、パート8人)															
	資本金 ・出資者	21.4百万円 中央商店街4振興組合、地元3金融機関、私鉄1事業者、松山市、松山商工会議所															
維持管理の概要	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地商店街アーケード内道路環境を良好に維持</li> <li>・道路空間活用ビジネス収益を公益事業に還元 その他</li> </ul>															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>公共空間</th> <th>管理主体</th> <th>活動種類</th> <th>契約締結</th> <th>経費負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道</td> <td>市町村</td> <td>清掃、軽微な補修、施設点検</td> <td>締結している</td> <td>80～99%自己負担</td> </tr> <tr> <td>公開空地</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>締結していない</td> <td>自己負担は0%</td> </tr> </tbody> </table>	公共空間	管理主体	活動種類	契約締結	経費負担	歩道	市町村	清掃、軽微な補修、施設点検	締結している	80～99%自己負担	公開空地	〃	〃	締結していない	自己負担は0%
	公共空間	管理主体	活動種類	契約締結	経費負担												
歩道	市町村	清掃、軽微な補修、施設点検	締結している	80～99%自己負担													
公開空地	〃	〃	締結していない	自己負担は0%													
維持管理費	100万円/年																
広告事業	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市が公道での広告表示に関する規制を緩和。「まつやまインフォメーション」という公道上の広告媒体を市内13カ所で設置。国土交通省が初めて認めたもの</li> </ul>															



広報・広告メディアのご案内

松山市は、日本最古の名湯道後温泉に象徴されるように古くから開け、近世には松山15万石の城下町として栄えた豊かな風土をもち、近代俳句の父正岡子規を生み、小説「坊っちゃん」を書いた夏目漱石も足跡を残しています。現在は、司馬遼太郎氏が残してくれた貴重な財産を生かし、『坂の上の雲』のまちづくりをすすめる、私たちのStreet Vision Networkも、このセンターゾーンに位置して『坂の上の雲』のまちづくりを推進する一方、タイムリーで身近な情報発信を通して中心市街地の賑わいづくりを行っています。

放映番組のご案内

- 一般ニュース、スポーツニュース、気象情報
- 公共情報(官公庁及び外郭団体広報など)
- 地域イベント情報(商店街及び周辺地域のイベント告知や中継など)
- 生活情報(日常生活に密着したお買物情報やお得情報など)
- 視聴者参加番組
  - 「母の日」祝辞等/など、視聴者メッセージ
  - 「聴いてください」など、アマチュアバンド紹介映像
  - 「参加者を募集しています」など、地域コミュニケーション映像メッセージ
  - 「こんな街に住みたい」など、視聴者の提案映像
  - 「私たちが誇りました」など、視聴者制作映像
  - 「おが街まつやま」など、各地の魅力を映像で紹介
- 地域団体支援番組
  - 「愛媛FC」愛媛マツダパルクの地域スポーツ支援(選手やサポートのメッセージを順次紹介)
  - 「クリーン松山」など、環境整備の支援情報
  - 「安全・安心なまちづくり」など、地域防犯の支援情報
- 一般CM、各種プロモーションビデオ放映等の広告



必要な情報が街のなかで気軽にとれる便利さ

## まつやまインフォメーション

広報・広告メディアのご案内

松山市の玄関口である空港・港・駅、多くの人が行き交う賑わいのある場所でプラズマディスプレイやLED電光掲示板を使ってタイムリーな情報を配信する街角インフォメーションです。

**プラズマディスプレイとLEDの相乗効果**

【媒体】プラズマディスプレイ 37または50インチ  
電光掲示板 96mm×768mm  
【持ち込み素材】カメラテープまたはDVDカメラテープ(完パケ)と50文字以内のコメントを添えて放映開始日の7日前までに  
【広告単位と枠数】1枠あたり15秒の映像と50文字以内の文字情報とし、30秒の場合は2枠となります。

**放映料金(税込)**

期間	放映料金(税込)	内容
1ヵ月(28日)	105,000円	1枠あたり → 15秒映像CM+15秒文字情報 1時間あたり → 3回 1日あたり → 27~57回
1ヵ年(350日)	月額 84,000円 1,008,000円	※場所により放映時間が異なります

※ストリートビジョンと連動してご利用の場合は、放映料金をさらに10%値引きさせていただきます。

**広告掲載基準(松山市広告掲載基準に準ずる)**

次に定めるものは広告できませんので、予めご了承ください。

- 法令等違反を疑われるもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上許されないと認められるもの。
- 公序良俗に反するもの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上許されないと認められるもの。
- 著作権等に関するもの。
- 権利関係・取引の事実が不明確なもの、(マルチ商法、震感療法など)
- 通行権、公衆に不利益を生ずるもの、広告主が明らかに責任の所在が不明なものなど、不適当と認められるもの。
- 詐欺的、虚偽の表示のもの。
- その他、松山市及び弊社が不適当と認めるもの。

**設置箇所**

【取扱代理店】株式会社まちづくり松山 映像事業部  
〒790-0004 愛媛県松山市大街道1丁目3-1  
TEL (089) 938-3533 FAX (089) 938-3585

図4 道路空間の活用事例について (株)まちづくり松山

出典：(株)まちづくり松山資料

### (3) 「民間による道路管理等」の普及に資する具体的方策の検討

「清掃・維持活動を中心とした道路愛護活動」及び「道路利活用を含めた民間による道路管理」の活動別に、民間による道路管理等の実施事例の調査結果等をもとに、道路管理の課題を整理し、具体的方策について検討しました。

#### ① 「清掃・維持活動を中心とした愛護活動」の課題と具体的方策

##### i) 課題

調査結果の内容を基に課題を分類すると、次の通りとなりました。

分類	内容	意見者
道路愛護活動の知名度の低さ	・県 HP や土木事務所を通じて、企業及び住民への PR を一層推進していく必要がある。	道路管理者
	・美化支援活動推進に全国的に取り組んでいる企業団体等を通じて、協賛企業を掘り起こしていくことを検討している。	
	・地域の活動団体リーダーに対して、活動への参画を働きかける必要がある（参加者数を増やすために）。	民間参画者
	・行政や企業のバックアップによって、アダプト制度の認知度を高めることが必要である。 ・PR を強化して活動への理解と参加を促して欲しい。	
メンバーの減少、高齢化	・活動団体の構成員が減少するとともに、高齢化が進んでいるため、清掃活動が衰退している。今後の活動の存続が危惧される。	道路管理者
	・活動団体の中には、後継者のいない団体もみられる。今のままではその団体は活動ができなくなってしまう。	民間参画者
	・現在3地区で活動されているが、各々住民の人々が自主的に活動している。今後は3地区全体が一つの団体として活動できるようしたい。	
連携の不足	・道路管理者と市町村間、市町村と活動団体間の情報交換が十分にできていない。	民間参画者
	・多数の道の里親やボランティア団体があるが、横のつながりがうまくできていない。	
支援内容の充実	・活動費の支援の充実（道具、機械の燃料代、弁当代等）。	民間参画者
	・会員の負担減のため、清掃や緑化活動に必要な最低限度の費用を行政に出してほしい。	
	・不法な産業廃棄物については、行政側で回収してほしい。	
	・市の委託業者と重複する清掃範囲については、委託をしてほしい。	
	・給水栓がない地区における給水方法を考えてほしい。	
	・交通量が多い場所における安全対策として「清掃中」を知らせる表示板を道路に立てる許可が欲しい	
	・サインボードが見えにくいため、大きなものにしてほしい。	道路管理者
	・委託料が業者委託と比較して約1/2以下であるため、委託金額の増額を求める自治会がある。 ・一部の自治会では、地域のためでなく、行政のためにやっているという意識が強くなってきた傾向がある。	

##### ii) 具体的方策

i) で掲げた課題について、具体的方策について検討しました。

#### ○ 実態把握と広報の実施

組織的な道路愛護活動が実施されるようになって約10年が経過しますが、この活動が社会に十分に知られていない状況にあるのではないかと考えられます。

現在、道路愛護活動を実施している地域においては活動への参加者の確保・増加による活動の維持・活性化を図るために、活動を実施していない地域においては新たな活動組織の立上げを図るために、活動の知名度の向上を図ることが重要と考えます。

○ 関係者間のネットワークの強化

現在、道路愛護活動を担っている民間組織では、団体同士の横の繋がりが希薄であることや民間団体と行政との連携が必ずしも十分でないことが問題とされています。また、団体構成員の減少や構成員の高齢化に伴う活動力の減退等の問題が生じていますが、高齢化が一層進む中で、今後は単独での活動の継続が困難になってくるものも現れてくるものと思われます。

このような課題を踏まえて、道路愛護活動の維持発展を図るためには、実施団体のネットワークを強化することが必要と考えられます。

○ 運営ノウハウの発信

実態把握調査において得られた対応事例を関係者に参考情報として提供することにより、現在の制度の中でとることができる他の適当な方法を検討したり、必要がある場合はこれを参考に運用の改善を図るなどの取組みを進めることが適当と考えます。

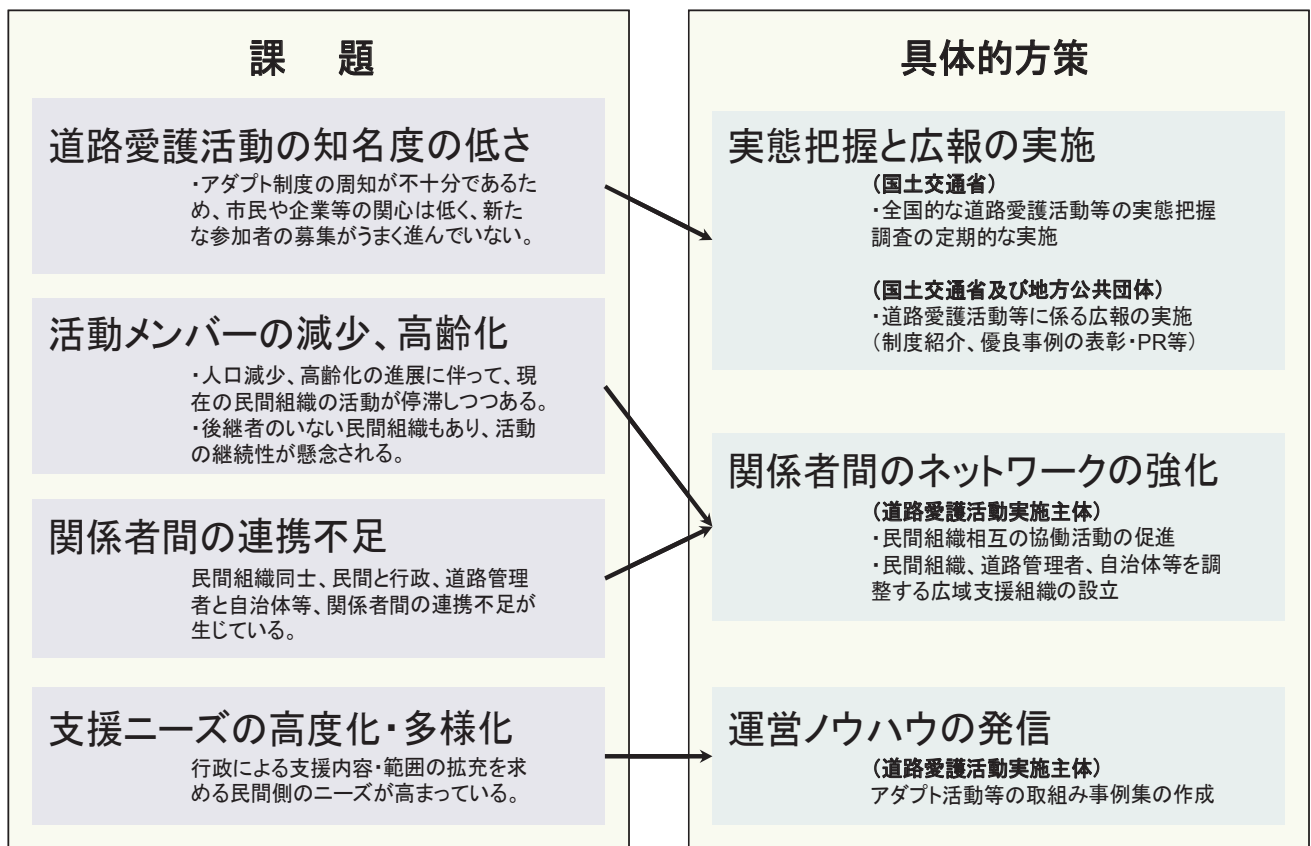


図5 「清掃・維持活動を中心とした道路管理」の課題と具体的方策

② 「道路利活用を含めた民間による道路管理」の課題と具体的方策

i) 課題

調査結果の内容を基に課題を分類すると、次の通りとなりました。

分類	内容	該当タイプ
組織及び運営関係	会員の確保の困難性 ・既存会員の退会に伴い新たにエリア内に進出した事業者や住民に加入を強制できず(承継効がない)、組織の維持に支障がある ・商店街の高齢化により会員が減少している	共通  既存商業活性型
	官民の役割分担の明確化 ・改修等の負担は、協定上は別途協議事項であるため、将来的な改修負担が今後の課題となる ・現在、小規模修繕等は民間で負担することとなっているが、大規模修繕の範囲が明確ではない	エリア再生型



	契約時の法人格の必要性	・法人格が無いと指定管理者になれない。そのため地域の NPO と連携している。	市民活動型
	道路占用・使用の手続きの簡素化	・道路利用に際して警察、道路管理者、消防等との協議に無駄な労力がかかりすぎる ・商店街アーケード内の歩道を使用する際の届出が煩雑である	既存商業活性化型
経営の安定確保関係	民間組織の活動資金不足	・維持管理委託費、会費収入とともに、第三の収入源がないと活動を継続することが難しい ・商店街の組織が財源不足であるため、活動を継続することが困難である ・活動に際して公的負担が必要である	エリア再生型、拠点整備型、既存商業活性化型
	フリーライダーに対する不公平感	・商店街振興組合に加入しない事業者が多数居るため、既存会員はモチベーションが低下する ・負担金の徴収を徹底させないと取組みを停滞させることに繋がる	既存商業活性化型
	会費負担に承継効がないこと	・既存会員の退出に伴い新たにエリア内に進出した事業者や住民に従来の会費負担を強制できる制度が必要である	共通

## ii) 具体的方策

i) で掲げた課題について、具体的方策について検討しました。

### ○ 開発段階からの準備

民間による道路管理を円滑に、かつ、持続性を持って実施していくためには、開発段階から民間管理組織の設立準備や、管理段階における官民の維持管理費用負担のルールなどを明確にしておくことが重要と考えられます。

### ○ 安定した資金確保方策の導入

民間による道路管理を持続性をもって実施していくためには、必要となる活動資金が安定的に確保される必要があります。

資金確保方策として考えられるのは、運営団体自らが地域通貨や商店街全体でのポイント制度を活用する方法や、地方公共団体の徴税システムを活用して、メンバーの活動により利益が生じる特定のエリア内の地権者等の受益者から受益に応じた負担金を確実に徴収できる仕組みの導入、開発等に伴う資産価値の増加等に着眼した助成制度の創設、道路空間を活用した多様な収益事業の展開が考えられます。

なお、道路空間を活用した多様な収益事業を展開していくためには、道路占用制度についての運用の緩和も一層必要となってきます。

### ○ 寄付の促進

別の資金確保方策として、市民、民間企業等からの寄付の促進があります。具体的には、「ふるさと納税制度」の活用や運営団体の HP での寄付者の紹介、寄付金に対する税の優遇などが実施されれば、地域管理活動に対する民間企業の寄付の一層の促進が図られるのではないかと考えられます。

### ○ 活動承継に資する既存制度の活用

会員の負担金を主な財源として任意の協議会方式により大規模に地域管理活動を実施している事例では、会員が脱退した場合に従来通りの活動が継続していけるかどうかといった懸念がみられます。

この課題への対応方策としては、平成 21 年にいわゆる「まちづくり支援強化法」により改正施行された都市再生特別措置法の「歩行者ネットワーク協定制」の活用や制度拡充が考えられます。

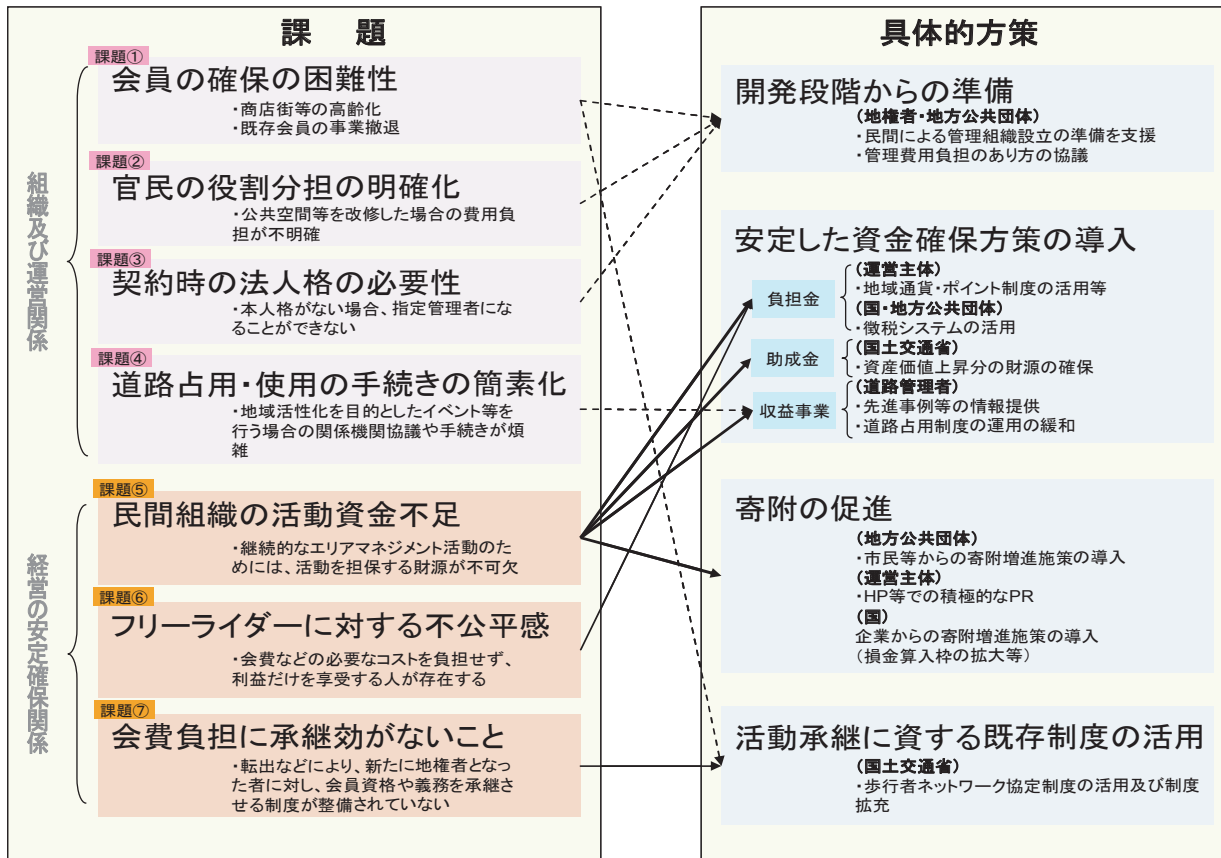


図6 「道路利活用を含めた民間による道路管理」の課題と具体的方策

### 3 おわりに

国、地方を通じて、近年の財政事情は益々厳しさを増していますが、その中でも道路行政においては維持管理の重要性が一層高まっています。

このような状況の中で、近年、道路の維持管理に関しては、道路を慈しみ、活動を通じて地域コミュニティの維持・再生が図られることを目指した活動として、沿道地域の住民や企業などとの協働による道路愛護活動が進められていますが、参加者の高齢化等による活動の継続が懸念されるなどの課題もみられています。一方、都市の商業地域を中心に、商店街の道路等を自ら維持管理するとともに道路空間を活用したイベント等を実施して地域の活性化を図る取組みが各地で行われていますが、組織運営の課題がみられる中で道路空間を一層活用したいというニーズがあります。

本分科会では、このような取組みを一層促進することが必要と考え、これらの取組みにおける課題や関係者のニーズを踏まえて、民間による道路管理の促進に向けた方策を提言いたしました。

関係者の努力によって推進方策が講じられることにより民間による道路管理が一層促進され、沿道住民の道路愛護精神が涵養されるとともに、道路を通じて地域の連携の強化や地域の活性化が図られることを期待します。